

第7号

# 林業公社だより

- 経営改善推進状況のご報告・分収契約の変更
- 対馬林業公社と長崎県林業公社が合併します
- 環境に配慮した林業経営を目指して
- 高性能林業機械による間伐材搬出状況
- 森林・林業豆知識



**【豊かな緑と水を育む公社林】**

発行 (社) 対馬林業公社・(社) 長崎県林業公社 2010.12.28 発行

〒854-0063 諫早市貝津町 1122 番地 6 電話：0957-25-0346 ファックス：0957-25-0347  
電子メール：ringyo2@dance.ocn.ne.jp ホームページ：http://www9.ocn.ne.jp/~ringyou/

## 経営改善推進状況のご報告

「林業公社第6次経営計画」に基づき、役職員一丸となり経営改善に取り組んでいるところです。そのひとつとして、土地所有者の皆様をお願いしております分収契約の変更状況をお知らせします。

### 分収契約の変更

契約期間及び分収割合の変更については、公社職員が直接ご説明に伺い、これまでにご理解ご協力をいただいた実績は次のとおりです。今後も引き続きご説明に伺いますので、ご協力をよろしくお願いします。

平成22年11月末現在

公社別	管理面積	契約件数	分収割合		契約期間の延長	
			完了件数	進捗率	完了件数	進捗率
対馬公社	7,169ha	1,124件	901件	80%	884件	79%
長崎公社	6,989ha	1,492件	1,235件	83%	1,250件	84%
両公社	14,158ha	2,616件	2,136件	82%	2,134件	82%

## 対馬林業公社と長崎県林業公社が合併します

### 1. 目的

林業公社は、木材価格が長期低迷し厳しい経営状況の中、経営改善に鋭意努めているところであり、今回、対馬林業公社と長崎県林業公社を合併することにしました。合併後は長崎県林業公社となります。

これにより、事務の効率化を進め、各種経費の節減を図ることとしています。

### 2. 沿革

- 昭和34年 6月 対馬林業公社設立
- 昭和36年10月 県北林業公社設立
- 昭和44年 4月 県北林業公社を長崎県林業公社と改称
- 昭和62年 6月 両公社の事務局統合
- 平成23年 1月 合併の手續完了予定

### 3. 分収契約の取扱

\* 合併前と変更ありません。契約自体に何ら影響はありません。

## 環境に配慮した林業経営を目指して

### ～森林の地球温暖化防止機能～

森林は手入れをせず放置された状態では、公益的機能が損なわれ山地災害等が発生したり、二酸化炭素吸収源としての機能も低下することになります。

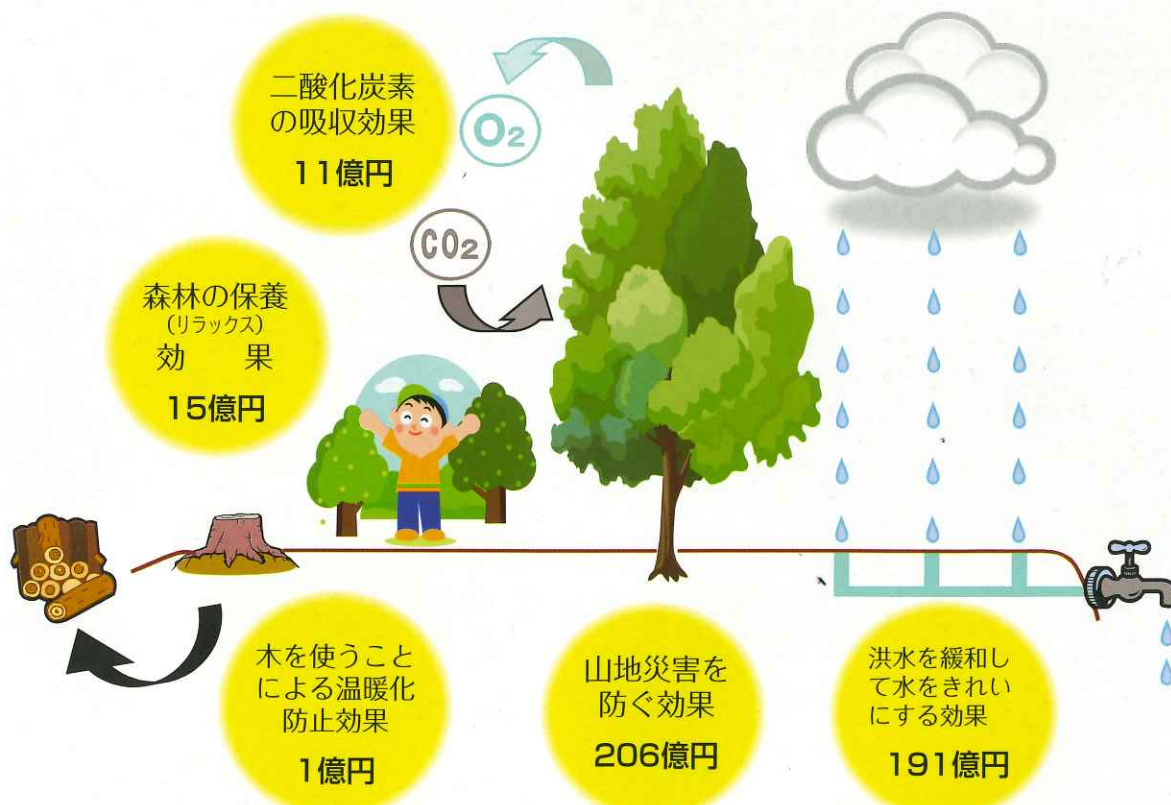
森林の適正な整備を実施することで、山地災害の防止・水源かん養機能を維持するとともに、光合成の働きが旺盛になり、大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を放出して炭素を蓄える機能が増進されます。

また、森林から生産される木材は、建築用材料のみならず、林地残材や製材工場で発生する端材も木質バイオマスとして熱エネルギー源に利用することができ、再生可能で環境負荷の少ない地球環境に優しい生物資源となります。

林業公社では、環境に配慮した森林整備を進めながら、公益的機能の維持増進と地球温暖化防止に貢献して、大切な森林を守り育て次世代へ引き継いでまいります。

### ●林業公社林の公益的機能を評価すると●

林業公社の森林の働きを貨幣価値に換算した結果、年間 424 億円という評価になっています。(長崎県農林部林政課H16年資料)



## 高性能林業機械による間伐材搬出状況

### ～プロセッサーによる集積、枝払い、玉伐り作業～



- ・ 伐倒した間伐材を枝付のまま引き寄せて、枝払い、玉伐りの作業をしています。
- ・ 集積された材は、林内運搬車（フォワーダ）により運搬します。

### ～フォワーダによる積込み運搬作業～

- ・ プロセッサーにより玉伐り集積した材を機械に装備されている材を掴む機械（グラップル）により積込みの作業をしています。



- ・ 集積した材を山土場まで運搬し、大型輸送トラックに積み込み市場等へ出荷します。
- ・ 路網の整備が進んで大型高性能林業機械の導入が図られています。

### 『お願い』

- ・ 契約しております土地について、相続等により所有権の移転が発生した場合、または、住所を変更された場合は、その旨林業公社へご連絡をお願いします。

（本社事務所）〒854-0063 諫早市貝津町 1122-6

電話 0957-25-0346 ファックス 0957-25-0347

（対馬事務所）〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224

電話 0920-52-0551 ファックス 0920-52-0884

（県北事務所）〒857-0312 北松浦郡佐々町市場免 3-3

電話 0956-62-2816 ファックス 0956-62-2816

### 森林・林業豆知識

造林地所有者の皆様と林業公社が分収造林契約を締結して造成した森林は、分収林と呼ばれます。

この分収林の起源は、国有林野の部分林と呼ばれる制度に始まります。部分林の歴史は古く、遠く徳川時代から行われてきた制度といわれています。当時は、藩有地に農民が造林したものを現物で分収していたようで、九州や東北で盛んに行われていたそうです。

部分林を起源とする分収林制度は先人達の知恵を引き継ぎ、現在も生き続けています。